

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿 マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： 今後の会計基準等の動向について

2019年10月30日、会計基準等の設定主体である企業会計基準委員会から「中期運営方針」が公表されました。この中では、時価総額ベースでIFRS及び米国基準適用企業が40%を超えた状況も踏まえ、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとしていくとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく方針が記載されています。また同日、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」もあわせて公表され、2019年12月27日にはその一部が更新されています。

現在開発中の会計基準等と今後の計画

開発が予定されている主な会計基準等（実務指針や実務対応報告を含みます）は下表のとおりです。

このうち「収益認識に関する会計基準」については、適用対象外であるとされる一部の取引（例えば保険契約）を除き、幅広い取引及び業種に影響を与えることが想定されており、各社対応を進められているところかと思われます。2018年3月に公表された「収益認識に関する会計基準」では、収益に関する注記事項について、基準の適用時期までに追加の定めを設けることが予定されていたところ、この定めを追加する改正案が2019年10月に公表（2020年3月までに確定される予定）されています。この中では、例えば変動対価の算定に用いた見積方法やインプット情報を注記することが求められるなど、注記事項に必要な情報を収集するためのシステム改修やフロー及び内部統制の構築が必要になるケースも十分に想定されるほか、国際的な基準にあわせ多くの注記事項が定められていることから、2018年3月公表基準をもとに対応を進めてこられた会社においても対応が必要となります。

会計基準又は会計分野	概要等
「収益認識に関する会計基準」の改正	概要は上記のとおりです。注記に関する事項を含む改正基準が2021年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されます。
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」	重要な見積り項目に関し、金額の算出方法、それに用いた主要な仮定、翌年度への影響など、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示するものです。2021年3月31日以後終了する連結会計年度から適用されます。
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正	特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を策定して適用する場合、採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することとなります。2021年3月31日以後終了する連結会計年度から適用されます。
金利指標改革に起因する会計上の問題	2021年末のLIBOR公表停止に関連して影響を受ける会計処理（ヘッジ会計等）について、関連する会計基準の公開草案が2020年2月又は3月に公表される見通しです。
リース取引	開発及び適用時期は未定です。一方、国際的な基準と同様、全てのリース取引がオンバランスされる方向性は決定されています。特定の業種において多大な影響が想定されています。
「金融商品に関する会計基準」の改正	金融資産の減損（貸倒引当金）について、国際的基準と整合性を図るものです。特に金融機関において貸倒引当金の増加につながる可能性があります。開発時期は未定とされています。

お見逃しなく！

改正「収益認識に関する会計基準」、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」、改正「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」は2020年3月中に確定することを目標として手続が進められています。特に収益認識基準については、これまで進めてきた基準対応の進捗状況を確認するとともに、注記についても新たな対応が必要となる可能性が高い点にご留意ください。